

2026年度アジア市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務 公募型企画競争提案説明書

1 業務名

2026年度アジア市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務

2 業務の背景及び目的

スノーリゾートシティSAPPORO推進協議会（以下「委託者」という。）では、「雪の街の魅力」と「国際観光都市の魅力」が融合した、札幌ならではの「都市型スノーリゾートシティ」をブランド化し、インバウンドを始めとした観光客の増加等による冬の観光消費拡大を図ることを目的として、様々な取組を進めている。

本業務では、この取組の一環として、東アジア及び東南アジア市場において札幌のスノーリゾートプロモーションや市場調査等を行うことで、スノーリゾートとしての札幌の認知の拡大・興味関心の向上や、スキーなどの雪体験を目的とする観光客を増加させていくことを目的とする。

3 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から2027年3月31日（水）までの間の所定の日とする。ただし、所定の日は事業の内容に応じ委託者が定める。

4 予算規模（契約限度額）

14,258,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※本業務について上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではない。

5 業務内容

詳細は、別紙「2026年度アジア市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務仕様書」のとおりとする。なお、業務内容は、契約候補者との協議によって変更する場合がある。

6 企画提案を求める事項

以下の項目を含み、別紙の仕様書に記載された内容を満たす提案をすること。

(1) 業務全体の実施戦略

札幌の「都市型スノーリゾート」のコンセプトを的確に理解し、本事業の趣旨とアジア市場の最新動向を踏まえた説得力のある業務全体の実施戦略を示すこと。

(2) BtoBプロモーション（対象市場：香港）

ア 現地旅行事業者等に対する「セールスコール」の効率的な展開・訪問先選定の考え方について具体的に示すこと。

イ 現地での商談や関係構築を円滑に進めるためのスタッフ配置計画（人員数、スキル、役割など）および実施後のフォローアップ計画を示すこと。

(3) BtoCプロモーション（対象市場：シンガポール）

ア 「TRIFECTA」で実施される「Feel the Stoke」への出展において、ターゲット層の関心を引きつけ、冬の札幌への旅行意欲を高めるための、具体的な「ブース企

- 画案」(デザインイメージ、配置、訴求コンセプト等)を示すこと。
- イ プロモーション内容や効率的な運営体制について具体的に示すこと。
- ウ 効果的にアンケート収集ができるような取組内容を具体的に示すこと。

(4) 旅行商品の造成・販売促進(香港・シンガポール市場共通)

- ア 香港・シンガポール両市場で効率的かつ効果的に展開するための、具体的な商品コンセプトや札幌市が2026年度に実施する「[市内の中心部等とスキー場を結ぶ二次交通\(バス\)の在り方検討・実証業務](#)」で運行される直行バスなどの要素を組み合わせた具体的な商品内容を示すこと。
- イ 各種旅行会社やWeb媒体等の効果的な活用案などの販売促進のスキームについて具体的に示すこと。

(5) 新規市場開拓に向けた調査(対象市場:タイ・マレーシア等の東南アジア)

- ア 今後、札幌のスノーリゾートプロモーションにおいて開拓すべき有望な「新規市場(国・地域)」を提案し、その市場を選定した理由・背景(ポテンシャルや市場動向など)を示すこと。
- イ 提案した新規市場における需要や旅行者の動向を把握するための、具体的な市場調査の実施計画および手法を示すこと。

(6) その他施策

- 具体的なプロモーション施策案のほか、上記(2)~(4)の取組との関連を示し、いかに効果的に目的の達成に資する取組であるかを示すこと。

(7) 取組の効果の提示、指標の設定

- 上記(2)~(6)の取組がもたらす短期的・長期的な効果を具体的に示すほか、本業務の有効性を測る事業指標及び成果指標を設定し、それぞれの具体的な数値とその測定方法・時期を示すこと。

(8) 業務全体の運営体制

- 業務を円滑に進めるための実施体制(総括責任者、従事予定者、体制図、従事者の知見・専門性、過去の実績など)とスケジュールを明示すること。

(9) 費用の妥当性

- 業務に必要な経費の総額と内訳がわかる見積書を提示すること。

7 参加資格要件

- 参加者は単独事業者のみとし、複数の事業者による共同での参加を認めない。参加者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、下記(5)の要件を満たしていない場合であっても、その他の要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面を参加申込書と同時に提出を行うことで、参加の申し込みを行うことができる。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「広告業」に登録されていること。
- (6) 審査基準日の直前1年間において、1期の決算における製造、販売、請負等の実績高があること。
- (7) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
- (8) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
- (9) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

＜札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面＞

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直近2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程

公募開始	2026年7月22日（水）
質問受付期限	2026年7月29日（水）12時必着
参加申込書及び 競争入札参加認定通知書の提出期限	2026年8月5日（水）12時必着
企画提案書等の提出期限	2026年8月12日（水）12時必着
実施委員会（ヒアリング）	2026年8月26日（水）【予定】
選定結果の通知、契約締結	2026年9月上旬

(2) 提出書類

下記アからエまでの提出書類を、上記(1)の提出期限までに担当へ持参又は郵送（書留郵便など配達状況を確認できるもの）で提出すること。なお、FAXでは受付しない。

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 競争入札参加資格認定通知書 1部

(上記 7 (5)を満たさない場合は、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面一式)

ウ 企画提案書及び業務費内訳書（見積書）

- ・表紙に提案者の団体名称を記載したもの 3 部
- ・提案者の団体名称が記載されていないもの 8 部

エ 上記ウのPDFデータ（メールによる提出） 1 部

(3) その他の留意事項

ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 審査の公正を期すため、副本の企画提案書及び見積書には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

カ 提出された企画提案書等は、差替えや変更を行うことは原則できない。

キ 委託者が選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求めることがある。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式 2）に質問に要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信すること。

ア 質問受付期限

2026年 7 月 29 日（水）12 時 00 分まで

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌観光協会ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

dmol@sta.or.jp

※メールのタイトルは、

「（団体名）2026 年度アジア市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務」とする。

9 選定方法

2026 年度アジア市場におけるスノーリゾートプロモーション等業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において別添「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の審査及び結果の通知

「7 参加資格要件」に基づき審査を行い、提案者に審査結果を通知する。

(2) 実施委員会によるヒアリングの実施

企画提案者に対してヒアリングを行い、契約候補者を選定する。ヒアリングの実施にあたっては、次のとおり行うものとする。

ア 提案者側の出席者は最大 3 名までとする。

イ ヒアリングは、1 企画提案あたり、30 分（企画提案書に基づくプレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分）を想定し、順次個別に行うものとする。

(3) その他

- ア 提案者の数によっては、一次審査（書類選考）を行う場合がある。
- イ 評価の結果は、提案者全員に文書により通知する。
- ウ 実施委員会が定める最低評価基準点（実施委員会出席委員数×100×0.6）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。
- エ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

10 契約

本業務の実際の業務内容は、企画提案書に基づき、委託者と契約候補者による協議により決定する。企画提案書の内容がそのまま実際の業務内容とはならないことに留意すること。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

11 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは提出された企画提案に関する評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

12 失格事項

次のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない、又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

15 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 当法人が本業務の実施に必要と認めるときは、企画提案を当法人が利用（必要な

改変を含む)することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

- (3) 企画提案者は、当法人に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、当法人に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

16 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 各種提出書類について、提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加提出は一切認めないものとする。

17 問い合わせ先

担当：スノーリゾートシティSAPPORO推進協議会 高松・小松

住所：〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター7階
(一般社団法人札幌観光協会内)

電 話 011-211-3341

F A X 011-231-1970

メール dmo1@sta.or.jp

「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点を超えた場合に限り優先交渉団体とする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
業務全体の実施戦略 (6-(1)関係)	札幌の「都市型スノーリゾート」のコンセプトを的確に理解し、本事業の趣旨とアジア市場の最新動向を踏まえた説得力のある実施戦略か。	2	10
BtoBプロモーション（香港） (6-(2)関係)	効率的なセールスコールの展開・訪問先選定の考え方が具体的に示されているか。	2	10
	商談・関係構築を円滑に進めるためのスタッフ配置計画および実施後のフォローアップ計画が適切か。	1	5
BtoCプロモーション（シンガポール） (6-(3)関係)	ターゲットの関心を引きつけ、冬の札幌への旅行意欲を高める具体的なブース企画案となっているか。	2	10
	プロモーション内容や効率的な運営体制、効果的なアンケート収集方法が具体的に示されているか。	1	5
旅行商品の造成・販売促進 (香港・シンガポール共通) (6-(4)関係)	両市場で効率的・効果的に展開するための商品コンセプト、「二次交通（直行バス）の実証業務」の要素を組み合わせた商品内容は具体的かつ魅力的な商品内容となっているか。	3	15
	販売促進のスキームは具体的かつ効果的なものとなっているか。	1	5
新規市場開拓に向けた調査 (6-(5)関係)	今後開拓すべき有望な新規市場の提案において、その選定理由や背景に説得力があり、具体的な市場調査の実施計画や手法が妥当なものとなっているか。	2	10
その他施策 (6-(6)関係)	具体的なプロモーション施策案が示され、他の取組と連動しながら、本業務の目的達成に効果的に資するものか。	2	10
指標の設定等 (6-(7)関係)	業務の有効性を測る事業指標・成果指標が妥当に設定され、目標数値、測定方法、測定時期が現実的かつ具体的に示されているか。	2	10
業務全体の運営体制 (6-(8)関係)	総括責任者や従事予定者の知見・専門性、過去の実績、体制図が明確であり、円滑に業務を遂行できる体制・スケジュールとなっているか。	1	5
費用の妥当性 (6-(9)関係)	各業務工程に対する積算根拠が明確であり、予算の範囲内で費用対効果の高い提案となっているか。	1	5
		合計	100